

IV 推進体制の整備・強化

<基本的考え方>

我が国が目指す男女共同参画社会の実現に向けて、広範かつ多岐にわたる取組を着実に展開し、実効性を確保するため、国、地域及び民間における推進力を一層強化する。

男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案・実施を推進すべく、国内本部機構の機能強化を図るとともに、女性の活躍推進に向けて社会全体で取組を進めていくべき仕事と生活の調和等の課題に関して、経済団体や労働団体等との連携を緊密にし、政労使が一体となって施策を推進する体制を構築する。

また、地域における男女共同参画を推進するためには、地方公共団体や男女共同参画センター、民間団体等の積極的な取組が重要であり、関係機関等がそれぞれの機能を十分に発揮するとともに、関係機関等間で連携することができるよう、推進体制の整備・強化に向けた支援の充実を図る。

<成果目標>

項目	現 状	成果目標（期限）
男女共同参画計画の策定率（市町村）	市区：97.0% 町村：52.6% （平成27年）	市区：100% 町村：70% （平成32年）
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	—	都道府県：100% 市区：100% 町村：70% （平成32年）

1 国内本部機構(男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議)の強化

施策の基本的方向	
国内本部機構は、内閣総理大臣の下で施策推進の機能を果たしてきた。今後とも、男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するため、あらゆる施策について、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、監視・影響調査機能等を更に強化する。	
具体的な取組	担当府省
① 内閣府に置かれる重要政策会議である男女共同参画会議は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針や政策及び重要事項等の調査審議を行う、施策の実施状況について監視し、また施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査する、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べるなどの機能を最大限に発揮する。また、その監視結果等については広く公表する。	内閣府、関係府省
② 男女共同参画推進本部(本部長：内閣総理大臣)の下で施策の円滑かつ効果的な推進を図る。本部長の指名により関係行政機関に置かれた男女共同参画担当官(局長級)は、それぞれの府省の施策の企画・立案に積極的に関与し、当該施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握することを通じ、男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策へ男女共同参画の視点を反映させるとともに、相互の機動的な連携を図る。	内閣府、全府省
③ 男女共同参画推進連携会議については、経済界や各種団体、NPO・NGOを始めとする各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図るとともに、地域においても各階層の相互の交流や情報交換等の連携を強化する。また、全国的な推進連携会議に加え、地域版推進連携会議等を通じたネットワーク形成を支援する。	内閣府
④ 国内本部機構と関連の深い政府の会議(共生社会、地方創生、経済財政、防災等の分野に係る会議)等との連携を図る。	内閣官房、内閣府、関係府省
⑤ 国内本部機構と多様な主体(地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、企業、大学、経済団体、労働組合等)との連携を図る。	全府省
⑥ 国内本部機構の運営に当たっては、男女共同参画に識見の高い学識経験者や女性団体を始めとする国民の幅広い意見を反映する。	内閣府
⑦ 国際機関、諸外国の国内本部機構との連携強化に努める。	外務省、関係府省

2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

施策の基本的方向	
<p>政策の立案から実施までの各プロセスに男女共同参画の視点を取り込み、ジェンダー予算の考え方も考慮しつつ、広範かつ多岐にわたる課題に対応した施策の充実・強化を図る。この際に、男女共同参画会議における監視・影響調査等の機能を十分に活用し、実効性を高める。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>① 基本計画における主要な施策の進捗状況について、男女共同参画会議において、毎年度の予算編成等の動きと連動させた形でフォローアップし、取組の強化等について、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べる。</p>	内閣府、関係府省
<p>② 毎年6月を目途に、男女共同参画会議の意見を踏まえ、女性活躍加速のための重点方針を決定し、各府省の概算要求に反映させる。</p>	内閣官房、内閣府、全府省
<p>③ 女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、同条約の積極的遵守の観点から、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。</p>	内閣府、外務省、関係府省
<p>④ 諸外国における推進体制に関する諸制度や、国民の意識、男女の家事・育児・介護等の時間の把握等を含め、男女共同参画社会の形成に関する調査研究を進める。</p>	内閣府、総務省、関係府省
<p>⑤ 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の観点から、業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。また、男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法（平成19年法律第53号）に基づく二次的利用を推進する。</p>	全府省
<p>⑥ 各種の政府の計画における数値目標等について、その達成状況を可能な限り男女別に示すよう努める。</p>	関係府省
<p>⑦ 国の各府省や関係機関が実施している男女共同参画に関わる情報を集約・整理した上で、国民、企業、地方公共団体、民間団体等に分かりやすく提供することで、各主体による情報の活用を促進する。</p>	内閣府
<p>⑧ 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合の被害者の救済について、行政相談制度、人権擁護機関等の積極的な活用により、その充実を図る。</p>	内閣府、総務省、法務省、関係府省

3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化（地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等）

施策の基本的方向	
<p>男女共同参画社会の実現には、国レベルでの取組に加え、住民にとって身近な暮らし、仕事の間である地域に根差した草の根からの取組が重要である。このため、地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合、地域金融機関、農林水産団体等の地域における多様な主体の連携・協働を促進することで、男女共に多様な年齢層が参画した取組を推進する。また、国は、地方公共団体や男女共同参画センター、民間団体等と共に一体となって地域の取組の支援や意識啓発の一層の推進を図ることにより、地域における男女共同参画を推進する。加えて、女性活躍推進法に基づく、地方公共団体や民間企業等の取組を支援する。</p> <p>男女共同参画センターは、男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の場として、男女共同参画を推進する上で重要な役割を果たしていることから、その取組を支援する。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 地方公共団体等との連携の強化</p> <p>① 国、地方公共団体、民間団体等が連携・協働して、男女共同参画社会の形成に向けての気運を広く醸成する。</p>	全府省
<p>イ 地方公共団体の取組への支援の充実</p> <p>① 都道府県に対しては、関連施策の一層の推進、地域における多様な主体による連携体制の構築、市町村に対する助言等の支援を強化するよう、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、先進的な取組事例を共有するなどにより、積極的な取組を推進するよう要請する。</p> <p>② 市町村に対しては、関連施策を一層推進し、住民一人一人の男女共同参画に関する認識を高めるよう、都道府県の協力を得つつ、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、先進的な取組事例を共有するなどにより、着実な取組を推進するよう要請する。特に、男女共同参画に関する業務に専属的に従事する担当部署がない市町村に対しては、推進体制の整備・強化に向けた働きかけ、情報提供・助言等の支援を行う。</p> <p>③ 地方公共団体に対して、基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び市町村男女共同参画計画の策定に当たって、情報提供・助言等を行う。特に、市町村男女共同参画計画については、全ての市町村が計画を策定するよう支援する。</p> <p>また、男女共同参画の推進に関する条例の制定に当たっては、必要に応じ、他の地方公共団体の状況を含め、適切な情報提供を行う。</p> <p>さらに、全ての地方公共団体に対して、基本法及び男女共同参画基本計画の趣旨・内容の周知を図るとともに、地方公共団体の施策への反映を要請する。</p>	内閣府 内閣府 内閣府
<p>④ 女性活躍推進法に基づく推進計画及び特定事業主行動計画の策定・</p>	内閣府

<p>推進、関係機関により構成される協議会の設置・運営に際し、必要な情報提供・助言等を行う。</p>	
<p>⑤ 地方公共団体における関連施策の推進に資するよう、各種の統計情報について、可能な限り、男女別データを把握し、男女の置かれている状況を客観的に把握するよう要請するとともに、国において把握したデータを地方公共団体に提供し、各地域における男女共同参画の推進を支援する。</p>	内閣府、関係府省
<p>⑥ 全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会等の会議や研修等の機会を活用し、首長や議長等に対して、地域における男女共同参画社会の実現に向けたリーダーシップの発揮を要請する。</p>	内閣府
<p>⑦ 国の地方機関や地方公共団体の職員に対して、男女共同参画の意義等に関する理解を深めるため、研修等を実施する。</p>	内閣府、総務省、関係府省
<p>ウ 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の強化・充実</p>	
<p>① 男女共同参画センターは、男女共同参画に関する研修、情報提供、女性グループ・団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等、多様な機能を有しており、NPO、NGO、住民等の活動を支援する男女共同参画の推進の重要な拠点である。地方公共団体に対して、それぞれの地域においてこうした機能や強みを十分にいかすよう、男女共同参画センターの管理体制、施設の規模等にかかわらず、その果たす役割を明確にし、基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、取組を強化・充実するよう要請する。</p>	内閣府
<p>② 地域における女性の活躍推進の人材発掘・育成の拠点として、企業や地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体等において男女共同参画を推進するキーパーソンの育成、地域のあらゆる分野における女性リーダーの育成等を行うとともに、育成した人材のネットワーク化に取り組むよう、地方公共団体及び男女共同参画センターに対して要請する。</p>	内閣府
<p>③ 都道府県のみならず、市町村の男女共同参画センターも含め、全国の男女共同参画センターが地域を越えて交流・連携することを促進し、先進的な取組事例の共有や必要な情報の提供等を行うことにより、各男女共同参画センターが地域において実効性のある取組を行うよう支援する。</p>	内閣府
<p>④ 地方公共団体において、男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、先進的な取組事例の共有等を通じて、地方公共団体及び男女共同参画センターに要請する。</p>	内閣府
<p>⑤ 男女共同参画センターの機能の充実・強化のため、男女共同参画センターに対して事業の実施に関する必要な情報提供を行うとともに、研修等の機会を通じて、男女共同参画センター職員の人材育成を支援する。</p>	内閣府

<p>⑥ 男女共同参画センターの指定管理者については、男女共同参画施策等を十分理解していることや地方公共団体の男女共同参画施策を踏まえた事業実施能力が必要である。より効果的な管理運営がなされるよう、地方公共団体に対して先進事例の共有や必要な情報提供を行う。また、男女共同参画センターの事業が地域のニーズや現場の声を踏まえたものとなるような仕組みづくりを促進する。</p>	内閣府
<p>⑦ 男女共同参画センターを有しない地方公共団体においては、民間団体等と連携して、男女共同参画を推進するための拠点の整備に努めるよう促す。</p>	内閣府
<p>⑧ 男女共同参画センターにおける女性就業支援事業が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進が図られるよう、男女共同参画センターが行う女性就業支援事業に関する企画・運営等に関する相談に対応するほか、男女共同参画センターの依頼に応じて研修会等に講師を派遣する。</p>	厚生労働省
<p>エ 国立女性教育会館における取組の推進</p>	
<p>① 我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、人材の育成・研修の実施や女性教育に関する調査研究の成果及び会館に集積された情報の提供等を通じ、今後とも我が国における男女共同参画のネットワークの中核を担っていく。また、これまで果たしてきた役割の重要性と実績を踏まえ、地域における男女共同参画の推進を支援するとともに、地方公共団体、大学、企業等ともより一層の連携を図るなど、機能の更なる充実・深化を促進する。</p>	文部科学省
<p>オ NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合、地域金融機関、農林水産団体等の取組促進</p>	
<p>① 各主体が男女共同参画社会の実現に向けて取組を実施するよう、男女共同参画に関する認識の共有を行うとともに、先進的な取組事例の共有や必要な情報の提供等を行うことにより、各主体に対して要請する。</p>	全府省